

令和 3 事業年度

自 令和 3 年 4 月 1 日  
至 令和 4 年 3 月 31 日

監 査 報 告

独立行政法人国際観光振興機構

# 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国際観光振興機構（以下「法人」という。）の令和3事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事長代理、理事、監査室、総務部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本部及び海外事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上のように、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

### 1 法人の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効

果的かつ効率的に実施されているものと認める。

当該事業年度においては、国際間交流の再開が地域によって異なるスピードで進む一方、我が国においては観光目的の入国者受け入れの全面停止が維持され、法人の業務は質的变化が求められたが、事業環境の実態に則した取組方針を策定し、インバウンド再開を見据えて時期を逸することなくプロモーション事業を実施している。また、変化する事業環境における事業執行の増大に伴い、より厳格な成果管理が求められたが、年度目標に加え重点取組の独自目標を設定して進捗管理を行い、着実な成果をあげている。

中期目標期間最終年度となる令和4年度は、インバウンドの再開が段階的に進むことが想定され、中期目標の着実な達成に向けた効果的なプロモーション事業の実施に強力に取組むとともに、新型コロナ感染症の影響を受けた国内外の様々なステークホルダーの状況を注視し、本格的なインバウンド回復後を見据え、事業の実施環境の着実な整備を期待する。

## 2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

年間を通じ、組織的な課題やリスクの把握及び対応方針の決定を経営層主導で実施したほか、海外事務所における現地法令遵守対応の整備・実施を進めるなど、内部統制システムの実効性を高める取組みを推進している。

今後は、新たな手法によるリスク管理、感染症や国際紛争等の世界情勢の新常態を踏まえた事業継続計画や危機対応、SDGsに資する組織運営など法人の持続的な成長を促す内部統制システムの運用を期待する。

## 3 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

## 4 財務諸表等についての意見

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

なお、当該事業年度末における運営費交付金債務は146.6億円と依然高い水準にあるが、訪日外国人旅行客の受入再開に伴い、当中期目標期間中において適切に執行される予定であることを確認している。

## 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

### III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

#### 1 給与水準の状況

職員の給与水準は、国の水準を 100 とした場合の年齢・地域・学歴を勘案したラスパイレス指数が、当該事業年度末において 101.7 となった。これは、法人が職員の処遇改善に取り組んだ結果であり、適正な水準であると認める。

#### 2 入札・契約の適正化の状況

調達等合理化計画を策定し、重点的に取組む分野を定めてガバナンスの徹底を図りながら着実に取組みを実施している。また、外部有識者、監事で構成する契約監視委員会において、入札・契約の適正性を審議し、必要に応じて意見具申を受ける等、点検態勢の強化を図っており、適切に実施されていると認める。

#### 3 海外事務所の共用化・近接化

国際交流基金、国際協力機構及び日本貿易振興機構との海外事務所の共用化・近接化は、海外事務所 24 事務所中 18 事務所で図られており、適切に実施されていると認める。

以上

令和 4 年 6 月 29 日

独立行政法人国際観光振興機構

監 事

戸田 次郎

監 事（非常勤）

大塚 美智子